

調布市立若葉小学校・第四中学校・図書館若葉分館施設整備PFI事業 要求水準書 新旧対照表

No.	本編	添付資料	閲覧資料	頁	第1	1	(1)	①	ア	a	(a)	項目等	要求水準書(令和5年9月28日公表)	要求水準書(令和5年12月12日修正)
1												目次	添付資料3 既存施設現況図	添付資料3 既存校舎等現況図
2												目次	添付資料6 アスベスト対策工事の考え方	削除 ※削除に伴い、添付資料6以降の資料番号を修正
3	○			3	第1	2	(1)					事業の対象となる施設	また、本事業では、上記施設の整備に加え、現小学校敷地及び現中学校敷地内の <u>既存建築物(以下「既存施設」という)等の解体・撤去(アスベスト対策を含む。)</u> 及び現若葉小学校敷地内の <u>擁壁改修等</u> を行うものとする。	また、本事業では、上記施設の整備に加え、現小学校敷地及び現中学校敷地内の <u>既存校舎等の解体・撤去(アスベスト対策を含む。)</u> 及び現若葉小学校敷地内の <u>擁壁の調査・改修設計(工事費の算出を含む)</u> 等を行うものとする。
4	○			3	第1	2	(3)	①	ア			設計業務	ア 事前調査業務(現況測量、地盤調査等)	ア 事前調査業務(現況測量、地盤調査、 <u>アスベスト調査等</u>)
5	○			5	第1	2	(6)					表1 事業スケジュール(予定)	第2期工事期間(既存校舎等の解体・撤去、外構・校庭等の整備、 <u>擁壁改修等</u>) 令和10年1月上旬～令和10年12月31日	第2期工事期間(既存校舎等の解体・撤去、外構・校庭等の整備等) 令和10年2月上旬～令和11年1月31日
6	○			9	第1	5	(1)	⑥				接道状況	※市道東91号線及び市道東94号線については、「調布市道路網計画」の対象路線であるため、セツバックを要する。 <u>詳細は、都市整備部街づくり事業課に問い合わせて確認すること。</u>	※市道東91号線及び市道東94号線については、「調布市道路網計画」の対象路線であるため、セツバックを要する。
7	○			15	第1	5	(4)					解体・存置対象施設の概要	既存施設の概要は、次のとおりである。詳細については「添付資料3 既存施設現況図」を参照すること。なお、建築以外の工作物(フェンスや擁壁、簡易な構造物等)は、解体・撤去を原則とする。 表4 既存施設の概要	既存校舎等の概要は、次のとおりである。詳細については「添付資料3 既存校舎等現況図」を参照すること。なお、建築以外の工作物(フェンスや擁壁、簡易な構造物等)は、解体・撤去を原則とする。 表4 既存校舎等の概要
8	○			16	第2	1	(1)	①	ア		(g)	全体配置・動線	(g) 本敷地周辺の路線は、調布市道路網計画における地区内道路網計画上の「機能確保のための総合的な取組」の対象となっているため、当該対象路線について、セツバック部分は、構造物や樹木等を整備せず、舗装を行うこと。なお、道路線形等の詳細は、 <u>都市整備部街づくり事業課に問い合わせて確認すること。</u> また、当該空地は歩道として利用されるため、施設利用者等の動線や、授業での児童・生徒の横断を考慮した計画とすること。	(g) 本敷地周辺の路線は、調布市道路網計画における地区内道路網計画上の「機能確保のための総合的な取組」の対象となっているため、当該対象路線について、セツバック部分は、構造物や樹木等を整備せず、舗装を行うこと。なお、道路線形等の詳細は、 <u>市と協議し、調整すること。</u> また、当該空地は歩道として利用されるため、施設利用者等の動線や、授業での児童・生徒の横断を考慮した計画とすること。
9	○			20	第2	1	(1)	②	イ		(h)	什器・備品	(h) <u>建築工事に含める</u> 什器・備品については、設計業務段階において市と調整して決定すること。	(h) 什器・備品については、設計業務段階において市と調整して決定すること。
10	○			29	第2	1	(3)	②	エ		(c)	誘導支援・インターホン設備	(c) トイレに紐式・押しボタン式両用緊急呼出ボタン(以下、「緊急呼出ボタン」という)及び表示灯を設置し、職員室及び学校事務室から確認できる位置に、異常を知らせる表示盤を設置すること。緊急呼出ボタンの設置箇所等については、「添付資料4 諸室リスト及び電気・機械要求性能表」を参照すること。なお、小学校・中学校に設置する緊急呼出ボタンは1系統とすること。	(c) <u>多機能</u> トイレに紐式・押しボタン式両用緊急呼出ボタン(以下、「緊急呼出ボタン」という)及び表示灯を設置し、職員室及び学校事務室から確認できる位置に、異常を知らせる表示盤を設置すること。緊急呼出ボタンの設置箇所等については、「添付資料4 諸室リスト及び電気・機械要求性能表」を参照すること。なお、小学校・中学校に設置する緊急呼出ボタンは1系統とすること。
11	○			29	第2	1	(3)	②	エ		(d)	誘導支援・インターホン設備	(d) 既存屋内運動場に設置されている緊急呼出ボタンについても、切り替え工事を行い、職員室及び学校事務室から異常を確認できるようにすること。	(d) 既存屋内運動場に設置されている <u>多機能トイレ</u> の緊急呼出ボタンについても、切り替え工事を行い、職員室及び学校事務室から異常を確認できるようにすること。
12	○			62	第2	2	(1)	⑨	エ		(o)	校庭(小学校)	(o) <u>各種ポイント</u> (T型、L型、O型等)については、設計時に協議・調整し設置すること。	(o) <u>グラウンドマーク</u> (T型、L型、O型等)については、設計時に協議・調整し設置すること。
13	○			62	第2	2	(1)	⑨	オ		(a)	校庭(中学校)	(a) 現中学校敷地に設けること。	(a) 現小学校敷地に設けること。
14	○			62	第2	2	(1)	⑨	オ		(g)	校庭(中学校)	(g) 擁壁については、安全確保に必要な補強・改修等を行うこと。なお、補強・改修等が必要な範囲については、「添付資料3 既存施設現況図」を参照すること。	(g) 擁壁については、安全確保に必要な補強・改修等を行うこと。なお、補強・改修等が必要な範囲については、「添付資料3 既存校舎等現況図」を参照すること。
15	○			72	第2	3	(1)				(i)	業務の対象範囲	—	<u>(i) 「添付資料3 既存施設現況図」に示す擁壁については、安全確保に必要な補強・改修等を行うために必要な調査・改修設計(工事費の算出を含む。)</u> を行うこと。調査・改修設計のとりまとめ方法については市と協議のうえ、決定する。なお、 <u>擁壁改修の工事は本事業の事業範囲外とする。</u>
16	○			74	第2	3	(6)	①				本設計及び実施設計に係る書類の提出	(f) 要求水準書との整合性の確認結果報告書 2部 (g) 事業提案書との整合性の確認結果報告書 2部 (h) その他必要資料	(f) 擁壁改修の調査・設計報告書 2部 (g) アスベスト調査報告書(対策工事費の積算を含む) 2部 (h) 要求水準書との整合性の確認結果報告書 2部 (i) 事業提案書との整合性の確認結果報告書 2部 (j) その他必要資料

No.	本編	添付資料	閲覧資料	頁	第1	1	(1)	①	ア	a	(a)	項目等	要求水準書(令和5年9月28日公表)	要求水準書(令和5年12月12日修正)
17	○			75	第3	1	(2)	①			(d)	業務期間	(d) 既存校舎等の解体・撤去並びに外構・校庭等の整備、 <u>擁壁改修等</u> について、令和10年12月31日までに工事を完了し、引渡しを完了すること(第2期建設工事)。	(d) 既存校舎等の解体・撤去並びに外構・校庭等の整備等について、令和10年12月31日までに工事を完了し、引渡しを完了すること(第2期建設工事)。
18	○			76	第3	1	(5)				(g)	工事計画策定に当たり留意すべき項目	(g) 事業予定地内にある屋内運動場(既存)は工事期間中(当該施設の改修工事期間中は除く。)も利用できる計画とし、校舎からの安全な動線を確保すること。なお、既存アリーナの改修工事は新校舎供用開始後とすること。	(g) 事業予定地内にある屋内運動場(既存)は工事期間中(当該施設の改修工事期間中は除く。)も利用できる計画とし、校舎からの安全な動線を確保すること。なお、既存屋内運動場の改修工事は新校舎供用開始後とすること。
19	○			76	第3	1	(5)				(h)	工事計画策定に当たり留意すべき	—	(h) 本事業とは別途実施予定の擁壁改修工事の事業者と協議し、工事に支障のないように協力・調整を図ること。
20	○			79	第3	1	(7)	④	ア		(h)	既存校舎等の解体・撤去業務	(h) 事業者は、既存校舎等の解体・撤去工事の着工までに、既存施設等の図面及び現地を確認した上で、解体・撤去工事の対象範囲、対象物、解体・撤去方法、解体・撤去時期、解体・撤去工事完了後の状態等を明確に記載した解体工事施工計画書を作成し、市の確認及び承諾を得ること。	(h) 事業者は、既存校舎等の解体・撤去工事の着工までに、既存校舎等の図面及び現地を確認した上で、解体・撤去工事の対象範囲、対象物、解体・撤去方法、解体・撤去時期、解体・撤去工事完了後の状態等を明確に記載した解体工事施工計画書を作成し、市の確認及び承諾を得ること。
21	○			79	第3	1	(7)	④	ア		(i)	既存校舎等の解体・撤去業務	—	(i) 事業者で実施したPCB調査の結果、PCBが新たに発見された場合は、この処理に必要な追加費用を協議の上、市がこの費用を負担することとする。
22	○			80	第3	1	(7)	④	イ		(a)	既存校舎等の解体・撤去業務	(a) 既存校舎等の解体・撤去業務の実施に当たっては、「添付資料6 アスベスト対策工事の考え方」を踏まえ、アスベスト処理を適切に行うこと。 (b) アスベストの処理に当たっては、アスベストのレベルに応じて、各種法令に従い適切な対策を行うこと。	(a) 既存校舎等の解体・撤去業務の実施に当たっては、アスベストのレベルに応じて、各種法令に従い適切な対策を行うこと。
23	○			80	第4	1	(7)	④	イ		(b)	既存校舎等の解体・撤去業務	(c) アスベスト調査は設計業務完了時までに本事業内で実施し、含有箇所及びコスト・工期への影響を市に報告すること。また、必要に応じて事業者の責任において追加調査を実施すること。	(b) アスベスト調査は設計業務完了時までに本事業内で実施し、含有箇所及びコストを市に報告すること。また、必要に応じて事業者の責任において追加調査を実施すること。
24	○			80	第5	1	(7)	④	イ		(c)	既存校舎等の解体・撤去業務	(d) 事業者で実施したアスベスト調査の結果、アスベスト除去面積が「添付資料6 アスベスト対策工事の考え方」で示した面積を下回る場合は、市は当該面積分の事業費を負担しない。また、アスベスト調査の結果及び解体・撤去工事の過程で、「添付資料6 アスベスト対策工事の考え方」以上のアスベスト等が新たに発見された場合は、この処理に必要な追加費用を協議の上、市がこの費用を負担することとする。 (e) 事業者で実施したPCB調査の結果、PCBが新たに発見された場合は、この処理に必要な追加費用を協議の上、市がこの費用を負担することとする。	(c) 処理に必要な費用は、協議の上、市が別途負担する。
25		資料1		2		3	(10)					施設・敷地に係るもの	(10) 「既存施設」とは、「若葉小敷地及び第四中敷地内の既存建築物」を指す。 (11) 「既存校舎」とは、「既存屋内運動場及び既存校舎」を指す。	(10) 「既存校舎」とは、「若葉小敷地及び第四中敷地内の既存屋内運動場及び既存校舎」を指す。
26		資料1		2		3	(11)					施設・敷地に係るもの	(12) 「既存校舎等」とは、「既存屋内運動場及び既存校舎、簡易な構造物、工作物」を指す。	(11) 「既存校舎等」とは、「若葉小敷地及び第四中敷地内の既存屋内運動場及び既存校舎を含む全ての構造物、工作物」を指す。 ※以降の番号も一つずつ修正されています。
27		資料2										図2 事業予定地詳細位置図	—	道路名を追記
28		資料3										資料名称	既存施設現況図	既存校舎等現況図
29		資料4										呼出	その他の諸室 WC 児童・生徒WC(男女・共用) ○トイレ呼出 その他の諸室 WC 職員・来客WC(男女・共用) ○トイレ呼出 運動施設 屋内運動場(小学校) サブアリーナWC(男女・共用・多機能) トイレ呼出 運動施設 屋内運動場(中学校) WC(男女・共用・多機能) トイレ呼出 屋外付帯 屋外WC(男女・共用・多機能) トイレ呼出 若葉分館 共通 職員・利用者用WC ○トイレ呼出 若葉分館 事務室 ○トイレ呼出SOS(親機)	その他の諸室 WC 児童・生徒WC(男女・共用) 削除 その他の諸室 WC 職員・来客WC(男女・共用) 削除 運動施設 屋内運動場(小学校) サブアリーナWC(男女・共用・多機能) トイレ呼出※ 運動施設 屋内運動場(中学校) WC(男女・共用・多機能) トイレ呼出※ 屋外付帯 屋外WC(男女・共用・多機能) トイレ呼出※3 若葉分館 共通 職員・利用者用WC ○トイレ呼出※ 若葉分館 事務室 ○※4
30		資料4										給湯	若葉分館 事務室 ○※4	若葉分館 事務室 ○※5
31		資料4										備考	若葉分館 事務室 ○※4 電気給湯式、IHコンロ	若葉分館 事務室 ○※4 トイレ呼出、SOS(親機) 若葉分館 事務室 ○※5 電気給湯式、IHコンロ